

泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業実施要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(実施主体)

第2条 泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、要綱第2条の規定に基づき事業の一部を委託できる事業者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 泉南市に活動拠点となる事業所があり、利用者の派遣要望に応えることのできるスタッフを有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められる介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者

(事業者の登録)

第3条 泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業登録事業者募集要領の申請要件を満たした事業者が、必要書類を市長へ提出する。提出された書類に基づき、事業者を審査する。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録するとともに、審査結果について泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業委託事業者登録通知（様式1号）で通知する。

(育児ヘルパー派遣の決定)

第4条 要綱第4条の家事や育児・養育の援助を行う泉南市訪問支援員（以下「育児ヘルパー」という。）による支援を希望する者は、原則として支援を希望する日の2週間前までに、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業利用申請書（様式2号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受け、育児ヘルパーの派遣が必要と判断した場合には、支援家庭に対する支援計画を泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援計画表（様式3号）により策定し、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援決定通知書（様式4号）により泉南市から委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）に育児ヘルパーの派遣を依頼するものとする。
- 3 市長は、前項の決定を行った場合は、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業利用決定通知書（様式5号）により申請者あてに通知するものとする。
- 4 育児ヘルパーは、支援活動に際し、市長が交付する育児ヘルパー身分証明書（様式6号）を常に携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 市長は、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援世帯名簿（様式7号）により育児ヘルパーを派遣する家庭の名簿を作成し、その適正な管理に努めなければならない。

(育児ヘルパーの記録及び報告)

第5条 育児ヘルパーは、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援記録票（様式8号）に支援内容を記録、派遣日ごとに利用者の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、支援世帯に対する支援内容を変更する必要性が認められるときは、適宜、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援世帯状況報告書（様式9号）により市長に報告し、市長の指導援助又は指示を受けるものとする。

(育児ヘルパーの支援内容等の変更)

第6条 申請者は、世帯状況及び希望する支援内容等に変更が生じたときは、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業利用変更届（様式10号）により変更内容を市長に届け出るものとする。ただし、利用日の異動等の簡易な変更については、省略することができる。

- 2 市長は、前項の届出を受理したとき又は育児ヘルパーの報告等から支援内容の変更が必要と判断したときは、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業利用変更通知書（様式11号）により申請者あて、泉南

市育児ヘルプ家庭訪問事業支援内容変更通知書（様式 12 号）により事業者あてに通知するものとする。ただし、事業者の変更による新たな事業者への通知は、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援決定通知書（様式 4 号）により行うものとする。

（育児ヘルパー派遣の終了）

第 7 条 市長は、申請者からの利用変更届による養育環境の改善若しくは市外転出による支援終了の申し出を受けた場合又は事業者の報告等から支援世帯の養育環境が改善したと判断した場合には、当該世帯に対する育児ヘルパー派遣の終了を決定し、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業利用終了通知書（様式 13 号）により申請者あて、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援終了通知書（様式 14 号）により事業者あてに通知するものとする。

2 市長は、派遣回数が要綱第 8 条第 2 項第 3 号に規定する上限に達した場合又は決定した支援期間を満了した場合には、当該世帯に対する育児ヘルパー派遣の終了を決定する。この場合において、終了に係る通知が必要と判断した場合には、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業利用終了通知書（様式 13 号）により申請者あて、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援終了通知書（様式 14 号）により事業者あてに通知するものとする。

（育児ヘルパー派遣に係る費用負担額の認定）

第 8 条 市長は、要綱第 16 条に規定する支援世帯の費用負担額を認定するときは、サービスの提供を受ける時点での支援家庭の状況に応じて、支援世帯から次のいずれかの証明書を提出させて行うものとする。なお、提出のない場合は市民税課税世帯として認定し、提出された場合は、その後の負担額をその課税状況に応じた額へ変更するものとする。

(1) 生活保護受給証明書

(2) 世帯全員の当該年度（4 月から 6 月までの間にあつては前年度）の市町村民税非課税証明書

（育児ヘルパーに係る報告及び帳票類の整備等）

第 9 条 事業者は、「泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業委託料請求書」（様式 15 号）により、「泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業支援記録票」（様式 8 号）、「泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業実績報告書」（様式 16 号）、「泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業業務完了届」（様式 17 号）を添えて、翌月 10 日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書等の関係文書類を適正に管理しなければならない。

3 市長は、この事業の適正な実施を確保するため、事業者に支援に関する記録、その他必要と認められる帳票類を整備させるものとする。

4 市長は、事業者に委託した業務の適正な実施を図るため、事業者が行う事業内容を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、事業者が利用者に供与するサービスの内容等について、必要な調査を実施することができるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。